

市有宅地 基準価格の **1割** で売却 好評分譲中

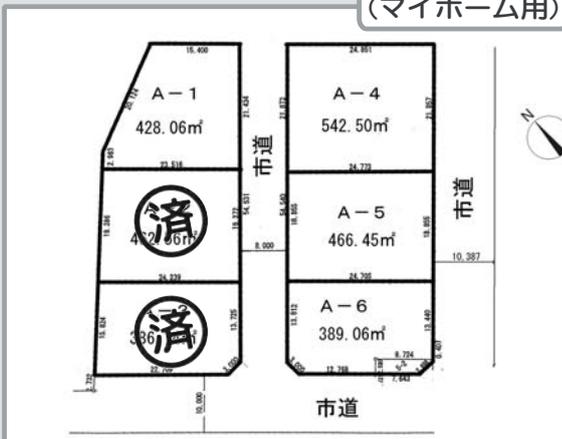
【問合せ】建設課建築係
☎ 32-1844

住宅を新築するときには、お買い得な市有宅地をぜひご検討ください。

- ▷マイホーム用 若木町東、西文京町、茂尻春日町(計11区画)
- ▷アパート・賃貸用 茂尻春日町(2区画)

※西文京町のアパート・賃貸用宅地は、好評につき完売しました。

若木町東
(マイホーム用)



若木町東(マイホーム用)

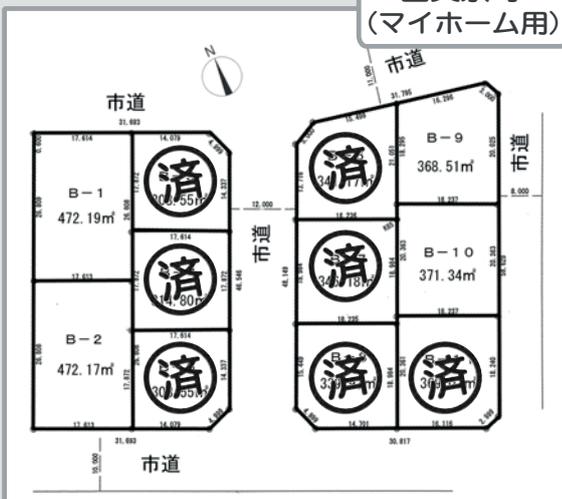
イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
A-1	428.06	129.49	1,329,000	132,900
A-4	542.50	164.11	1,771,000	177,100
A-5	466.45	141.10	1,522,000	152,200
A-6	389.06	117.69	1,307,000	130,700

所在地 若木町東3丁目2番地
地目 宅地
用途地域 第1種中高層住居専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%)

※A-1宅地 敷地内に北海道電力電柱あり。

西文京町
(マイホーム用)



西文京町(マイホーム用)

イチワリ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
B-1	472.19	142.84	2,071,000	207,100
B-2	472.17	142.83	1,543,000	154,300
B-9	368.51	111.47	1,664,000	166,400
B-10	371.34	112.33	1,565,000	156,500

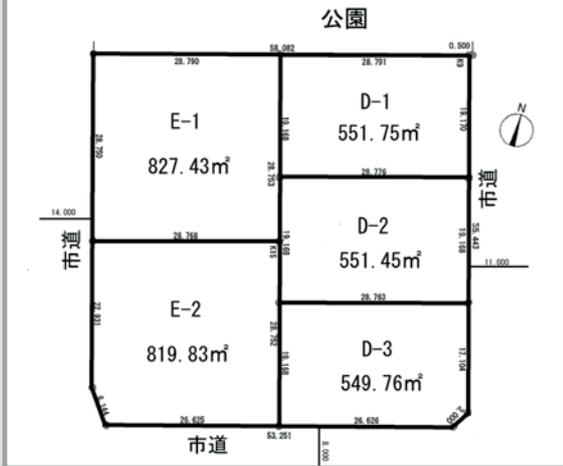
所在地 西文京町2丁目2番地・3番地
地目 宅地
用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

※B-2宅地 出入り口要検討。

○土地購入後3年以内に建設することなど、いくつかの要件があります。
詳しくは、建築係へお問い合わせください。

茂尻春日町
(アパート・賃貸用)

茂尻春日町
(マイホーム用)



茂尻春日町(マイホーム用)

イチワウ

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
D-1	551.75	166.90	1,379,000	137,900
D-2	551.45	166.81	1,379,000	137,900
D-3	549.76	166.30	1,347,000	134,700

茂尻春日町(アパート・賃貸住宅用)

番号	面積		基準価格 (円)	譲渡価格 (円)
	(㎡)	(坪)		
E-1	827.43	250.30	2,110,000	211,000
E-2	819.83	248.00	2,050,000	205,000

イチワウ

所在地 茂尻春日町3丁目1番地

地目 宅地

用途地域 第1種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)

あんしん 住宅助成事業



市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して、自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体工事を行う場合、工事費の一部を助成しています。

▽対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合には居住部分に限る)。

▽対象者

●本市に住所を有している方
(老朽住宅除却工事は市外の方も対象となります。)

●市税などの滞納がない方
(対象世帯全員)

▽助成要件

市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事(太陽光発電システム設置工事は除く)。

▽助成内容

下記の表を参照。
リフォーム工事については何

度でも申請が可能です。ただし、下表の限度額から平成22年5月以降ですすでに受領した助成金の金額を差し引いた額を限度額とします。

▽対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など。

▽注意事項

資格・内容などの審査がありますので、必ず事前に申請手続きをされてから工事を着手してください。

※工事着手後の申請は受け付けできませんので、ご注意ください。

実施期間

平成31年4月1日～
令和2年3月31日

申込み・問合せ

赤平建設業協会

(月)～(金) 8時30分～17時

☎ 32-2549

相談先 市役所建設課
☎ 32-1844

	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置工事	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は申請時に18歳未満の子どもが同居し子育てしている世帯の場合
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物